

## 第6編 事故災害対策編

---



## 第6編 事故災害対策編

### 第1節 火災対策計画

【県、警察本部、危機管理課（総括班）、消防局、関東地方整備局、自衛隊、道路管理者、事業者、防災関係機関】

#### 第1 火災予防

##### 1 基本方針

市は、消防局と連携して、消防施設の整備充実、消防団員の教養訓練等を実施するとともに、消防力の充実強化を図る。これにより、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

##### 2 消防力の整備強化

###### (1) 消防組織の整備

常備消防は、日高市、飯能市、所沢市、狭山市及び入間市の5市を構成市とする埼玉西部消防組合が設立され、広域化が図られた。消防組合の組織は、消防本部（消防局）のほか、5つの消防署と14の消防分署で構成され、本市には、飯能日高消防署日高分署及び高萩分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等地域の消防業務に当たっている。

また、非常備消防としては消防団があり、消防団本部と6分団（団員定数161名）で構成されている。消防団は、火災発生等の際に地域の防火活動の中核として初期消火や避難誘導などに当たるほか、常備消防と一体となって消防活動を実施するなど、地域防災のリーダーとして重要な役割を担っている。

###### (2) 消防活動体制の整備

消防局は、市街地の拡大や大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車等の整備を促進する。また、消防力の増強及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助、救急体制の強化と消防力の強化を図る。

###### (3) 消防通信体制の整備

大規模火災や救助・救急事象に対処するためには、災害情報や消防部隊運用情報等を的確に把握し、効率的な部隊運用を図る必要がある。

このため、消防局においては、緊急消防通信指令システムの整備をはじめ、火災現場で活動中の消防隊を結ぶ無線網等を整備する。

###### (4) 特殊車両、資機材の整備

###### ア 特殊車両の整備

消防局は、災害時に機動力を発揮する小型動力ポンプ付水槽車等の特殊車両の整備

増強に努める。

イ 資機材の整備

消防局は、消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

**(5) 消防水利施設の整備**

大規模な災害発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、市及び消防局は、防火水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

ア 防火水槽の整備

学校、公民館、公園等の指定避難場所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

イ 自然水利の確保

河川、水路については、災害時に消防用水として流水を活用できるよう検討する。

**3 市街地大規模火災予防対策**

市は、消防局を中心に防災関係機関と連携を図りながら、次の住宅防火対策を促進する。

**(1) 住宅防火対策**

ア 高齢者等の対策に重点を置いた出火発生防止対策の推進

家庭における避難対策をはじめ、住宅用火災警報器、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消火装置等の普及促進を図るとともに、カーテン、じゅうたん等に防災物品を、また、寝具類などに防災製品を使用するよう指導する。

イ 住宅防火意識の高揚を図るための地域に密着した広報の実施

住宅防火対策のパンフレット等による広報及び地域のミニコミ誌、雑誌、CATV等市民の目に触れる各種のメディアを積極的に活用するとともに、住宅防火に関する展示会等を積極的に開催するなど、住宅防火対策の必要性についての広報を実施する。

ウ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の推進

火災を早期に知らせる住宅用火災警報器、燃えにくい防災製品等をはじめ、住宅用防災機器等の普及に努める。

**(2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底**

ア 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、その実態に応じて、夜間においても火災が発生した場合を想定した、初期消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導を行う。

また、自力避難困難者が入所している施設においては、地域住民やボランティア組織との応援・協力体制の確立等を推進する。

イ 防火対象物点検報告制度の適正な運用

防火対象物定期点検報告及び自主点検がなされていない対象物並びに報告時に不備事項が認められた対象物に対しては、定期点検等の実施及び不備事項の早期改善を指

導する。また、建築基準法の違反等の状況把握について特定行政庁と連携を密にすることにより、防火対象物定期点検報告及び自主点検制度の適正な運用に努める。

ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を促進する。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど消防用設備等の適正な機能維持の徹底を図る。

エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進

防火対象物の実態を踏まえ、操作の容易な消火栓や自動火災報知設備の設置及び整備を図る。

オ 特定違反對象物に対する是正指導の推進

特定違反對象物においては、違反是正に対する具体的計画の速やかな提出等厳正な措置を講じる。

カ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

工場、倉庫等の防火対象物においては消防用設備等の適正な維持管理等、防火安全対策の徹底を図る。

キ 文化財建造物の防火安全対策の徹底

文化財建造物においては、規模、構造、立地条件、人員構成等を考慮した防火管理体制の充実や早期発見・通報、初期消火及び延焼防止のための設備の設置等、防火安全対策の徹底を図る。

#### **4 防災知識の普及**

市は、消防局等の協力を得て、春季と秋季の年2回実施する火災予防運動や防災訓練を通じて、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

また、防災ガイドマップ等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第2 林野火災予防 【警察本部、危機管理課（総括班）、消防局、自衛隊】

### 1 基本方針

#### (1) 趣旨

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図るほか、林野火災の多発時期を中心に、主として森林を対象に次の対策を講じ、林野火災の予防に努める。

### 2 実施計画

#### (1) 市

##### ア 林野火災に強い地域づくり

##### ① 危険地域の把握

市は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

##### ② 火災巡視等

市は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

##### イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

##### ① 情報の収集・連絡関係

##### a 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防局、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図る。

##### b 通信手段の確保

市は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編—第1章—第6節 情報収集・伝達体制の整備（117ページ）」を準用する。

##### ② 消火活動体制の整備

市は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努める。

市は、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努める。

##### ③ 避難収容活動への備え

##### a 避難誘導

市は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ

じめ作成し、訓練を行う。

また、市は、林野火災発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備する。

b 避難所

市は、山小屋、避難壕、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努める。また避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検・整備を行う。

また市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知する。

④ 施設・設備の応急復旧活動

市は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

⑤ 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

⑥ 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 訓練の実施

市は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練の実施に努める。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

市が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

ウ 防災対策の充実

① 林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

a 森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、森林の保全巡視を行う。

b 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（2月～3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起する。

c 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起する。

(2) 市、森林所有者及び林業関係団体

林野火災に強い地域づくり

ア 市、森林所有者

① 森林管理道等の整備

市は、消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施する。

市は、消火活動に支障がないよう、林道を適正に維持管理する。

市及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成する。

森林所有者は、維持管理にあつては、下刈、枝打ち、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止に資する。

イ 林業関係団体

① 火災巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進する。

(3) 市及び警察

迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 災害応急体制の整備

① 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

② 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、森林組合等の関係機関と、平時から連携を強化する。

イ 緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。



第3 林野火災対策 【警察本部、総括班（危機管理課）、消防局、自衛隊】

1 発災直後の情報の収集・連絡

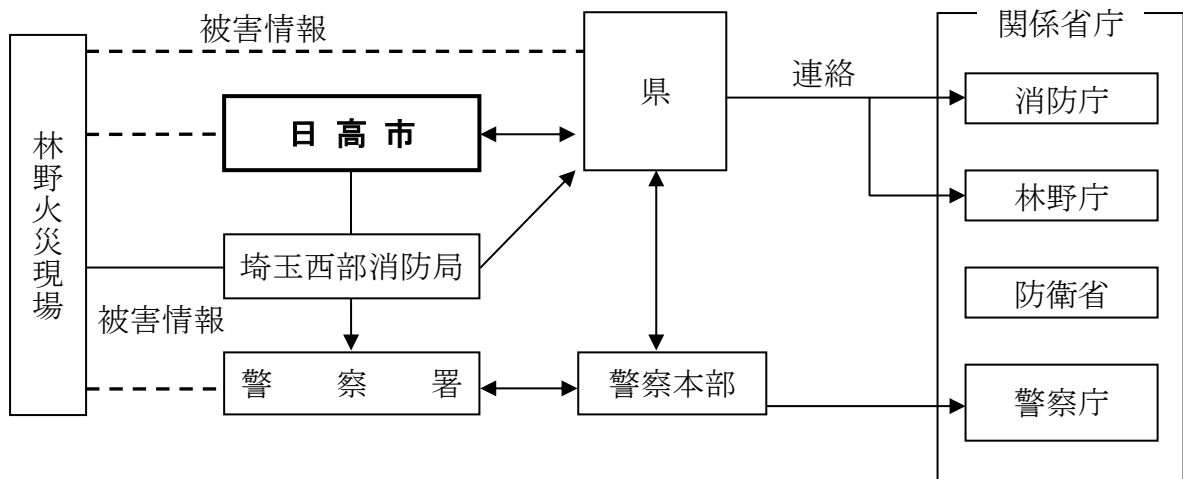
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況及び林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡 【総括班（危機管理課）、関係機関】

市、消防局は、県に対し応急対策の活動状況、対策本部設置状況及び応援の必要性等を連絡する。

市、消防局及び県等の防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保 【総括班（危機管理課）】

市、消防局及び県等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制 【総括班（危機管理課）】

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

## (2) 事業者の協力体制 【関係機関】

林業関係事業者は、消防局、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力する。

## 3 消火活動 【消防局】

消防局は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努める。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

## 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### (1) 緊急輸送活動 【輸送班（管財課）、建築班（都市計画課）】

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

## 5 避難収容活動 【総括班（危機管理課）】

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編—第1章—第9節 避難対策（149ページ）」を準用する。

また、山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

## 6 施設・設備の応急復旧活動 【輸送班（管財課）、公共機関】

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動

### (1) 被災者等への情報伝達活動 【広報班（市政情報課）、消防局】

市及び消防局は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

### (2) 市民への的確な情報の伝達 【広報班（市政情報課）、消防局】

市及び消防局は、市民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

**(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応** 【総括班（危機管理課）、消防局】

市及び消防局は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

**8 二次災害の防止活動** 【関係機関】

市は県と協力し、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努める。

また、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとり、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じる。

**9 災害復旧** 【各機関】

市、県及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援する。

また、市及び県は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

## 第2節 危険物等災害対策計画

### 第1 危険物等災害予防 【警察本部、消防局】

#### 1 基本方針

##### (1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

##### (2) 留意点

市は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

### 2 危険物 【消防局、施設管理者】

#### (1) 施設の現況

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、近年各種産業の発展に伴って複雑化している。

#### (2) 予防対策

消防局は、危険物貯蔵所等（資料編参照）に対し、次により消防法の規定に基づく指導等を実施する。

##### ア 危険物製造所等の整備改善

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行し、災害防止を指導する。

##### イ 危険物取扱者制度の効果的な運用

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底するよう指導する。
- ② 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

##### ウ 施設、取扱いの安全管理

- ① 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- ② 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

### 3 高圧ガス 【消防局、施設管理者】

#### (1) 施設の現況

資料編を参照とする。

#### (2) 予防対策

ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止

し公共の安全を確保する。

- イ 経済産業大臣、警察及び消防局との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- ウ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

#### **4 銃砲・火薬類** 【警察、消防局】

##### **(1) 施設の現況**

資料編を参照とする。

##### **(2) 予防対策**

- ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- イ 経済産業大臣、警察及び消防局と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

#### **5 毒物・劇物** 【各機関】

##### **(1) 施設の現況**

資料編を参照とする。

##### **(2) 予防対策**

###### **ア 毒物・劇物の把握**

市は、毒物・劇物の貯蔵場所等を把握するとともに、次のとおり指導等を実施する。

- ① 毒物・劇物について、消防上必要な事項について消防局へ届出させ、これらの実態を県等と協力して把握するとともに、防災上の観点から関係者を指導し、施設等の防災対策を検討し、災害予防を推進する。
- ② 施設の防火管理者に対し、消防計画を作成するよう指導する。
- ③ 施設の防火管理者等による自主保安体制の確立を指導する。

###### **イ 毒物・劇物の事故への対応**

毒物・劇物等を取扱う施設での事故に対応するため、県及び市町村との広域的な連携の基に、必要となる資機材等の確保並びに対応する職員の知識・技術等の向上を図る。

## 第2 危険物等災害応急対策

### 1 活動方針 【警察、施設管理者】

災害時における危険物等施設の被害防止について、防災関係機関及び施設管理者等は、市民等の被害抑止を図るため、必要な対策を実施する。

### 2 応急措置 【県、警察、施設管理者】

消防法による規制を受けた危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設の管理者は、消防局及び警察等と連携し、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

## 第3 高圧ガス災害応急対策計画 【警察、消防局、施設管理者】

### 1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害が発生する可能性が高い。

施設管理者は、市民の安全を確保する等、必要な措置を講ずるとともに、消防局及び警察等に通報する。

通報を受けた消防局等は、関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

### 2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき、応急措置を実施する。
- (2) 施設管理者等は、現場の消防及び警備責任者等と連携し、次の措置を講ずる。
  - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
  - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
  - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

#### 第4 火薬類災害応急対策計画 【県、警察、消防局、施設管理者】

##### 1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

##### 2 応急措置

施設の管理者等は、現場の消防及び警備責任者等と連絡して、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵する火薬類について、安全な場所に移す余裕がある場合は速やかな搬送を実施した後、監視担当者を配置して関係者以外を立入禁止にする。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める等の対策を実施する。
- (3) 搬送の余裕が無い場合、火薬庫については入口窓等に目張り等を施して完全に密閉し、木部には消火措置を実施する。

爆発による災害を受けるおそれがある区域について、立入禁止の措置をとり、市民等を避難させるための措置を講ずる。

#### 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【県、警察、施設管理者】

##### 1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察又は消防局に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

##### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第6 サリン等による人身被害対策計画 【警察、消防局】

### 1 趣旨

市は、市域にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、日高市地域防災計画が定める災害対策本部の組織等により職員を配備するとともに、以下の対策を実施する。

また、防災関係機関等に応援を要請し、迅速かつ的確な対応を実施する。

### 2 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合には、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

### 3 応急措置

#### （1）原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想される。通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明を行い、応急措置を速やかに講ずる。

#### （2）情報収集

市は、市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第1章—第6節 情報収集・伝達体制の整備（117ページ）」を準用する。

#### （3）立入禁止等の措置

警察機関及び消防局は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物等の場所及び車両等への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。

#### （4）救出、救助

消防局を主体とした救出及び救助活動を実施する。具体的な対策については、「第2編 震災対策編—第1章—第7節 医療救護等対策（132ページ）」を準用する。

#### （5）医療救護

市は、人身被害が発生した場合、「第2編 震災対策編—第1章—第7節 医療救護等対策（132ページ）」を準用して、迅速かつ的確な医療救護措置を講ずる。

#### （6）救急搬送

「第2編 震災対策編—第1章—第7節 医療救護等対策（132ページ）」を準用する。人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする



場合には、県に対して、県防災ヘリコプターの出場を要請するほか、必要に応じ自衛隊に対しヘリコプターの出動を要請する。

**(7) 医療機関の確保**

市は、医療機関の確保について、県に対して要請する。

**(8) 汚染除去**

市は、汚染除去の実施について、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

**(9) 避難誘導**

市は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第2編 震災対策編—第1章—第9節 避難対策（149ページ）」を準用し、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難の勧告又は指示を行う。

**(10) 応援要請**

市は、毒性ガス発生事件と推測される場合は、速やかに、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

## 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【警察、消防局、原子力事業者等、道路管理者】

### 第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

#### 1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、県民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

#### 2 現況

本県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本県は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30km））に含まれていない。

しかしながら、本県から80km強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握している。

#### 3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重する。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、県はその動向に注視していく必要がある。

## 第2 予防対策

### 1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

#### (1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策 【核燃料物質使用事業者】

##### ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努める。

##### イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努める。

##### ウ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行う。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努める。

##### エ 防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努める。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

##### オ 緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防局、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

#### (2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策 【放射性同位元素使用事業者】

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防局、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

#### (3) 放射性物質取扱施設の把握 【県、消防局】

市及び県、消防局は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

### 2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

#### (1) 情報の収集・連絡関係 【県、消防局】

##### ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防局、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

##### イ 通信手段の確保

市と県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連

携の確保を図る。(参照:「第2編 震災対策編—第1章—第6節 情報収集・伝達体制の整備(117ページ)」)

**(2) 災害応急体制の整備 【県、危機管理課(総括班)、道路管理者】**

ア 職員の体制

市及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

**(3) 緊急被ばく医療体制の整備 【県、危機管理課(総括班)】**

市は、あらかじめ県と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備に努める。

**(4) 防護資機材の整備 【県、警察、危機管理課(総括班)、消防局】**

県、市、警察及び消防局は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

**(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え 【県、危機管理課(総括班)】**

ア 避難所の指定

市は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図る。

イ 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(「第2編 震災対策編—第1章—第9節 避難対策(149ページ)」により実施する。)

**(6) 飲料水の供給体制の整備 【県、市民課・産業振興課(物資調達班)】**

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 震災対策編—第1章—第11節—<予防・事前対策>—1—ア 飲料水の供給体制の整備(174ページ)」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国、県等と協働して実施する。

(7) 住民相談窓口の整備 【県、市政情報課（広報班）】

市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

(8) 防災教育・防災訓練の実施 【県、危機管理課（総括班）】

ア 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を推進する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

市は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、必要に応じて放射線関係事故も考慮した訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

### 第3 応急・復旧対策

#### 1 目標

本市における放射線関係事故の発生としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の

事故によるものを中心とし、その他の場合にあつてはこれを援用する。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。埼玉県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、埼玉県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講ずる場合にあつては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

## 2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

### (1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡 【県、総括班（危機管理課）、消防局、原子力事業者等】

#### ① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防・警察機関に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市及び関係省庁などに通報する。

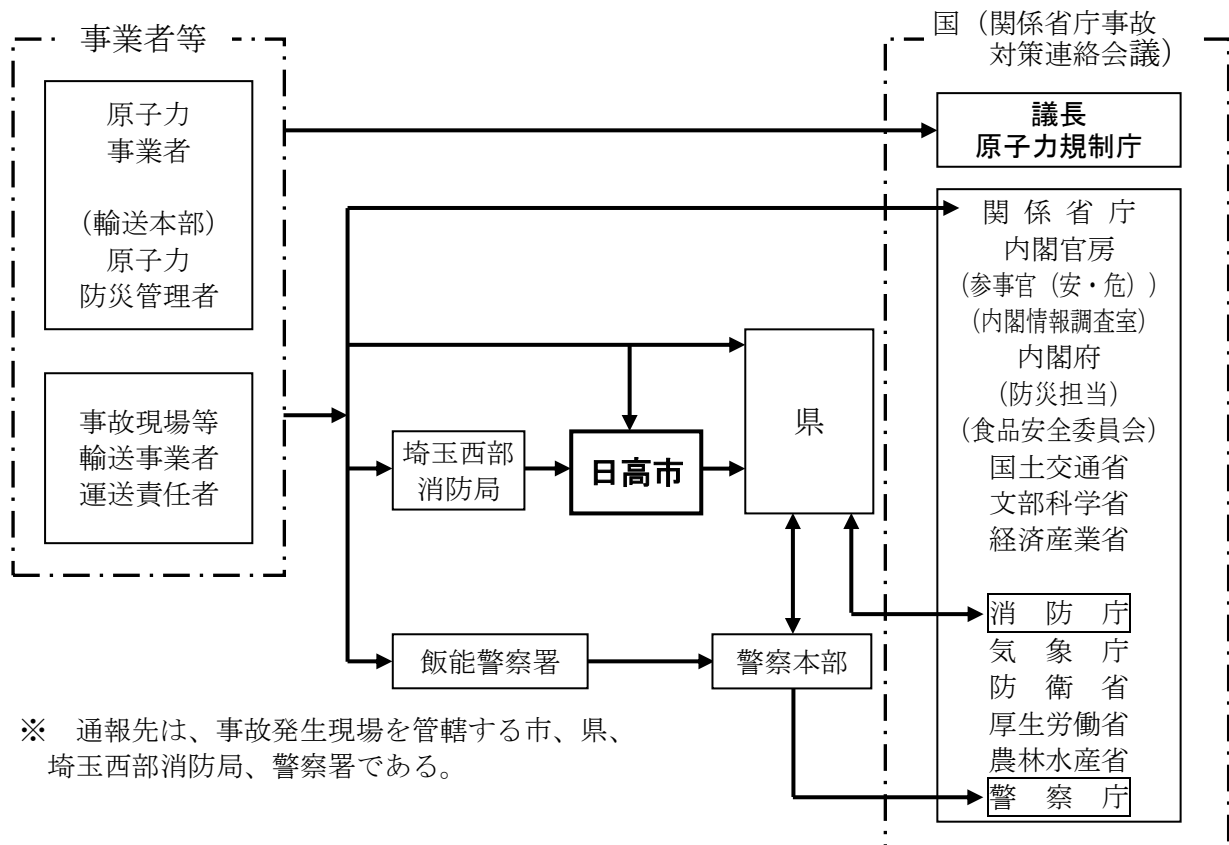
- a 特定事象発生 の場所及び時刻
- b 特定事象の種類
- c 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- d 気象状況（風向・風速など）
- e 周辺環境への影響
- f 輸送容器の状態
- g 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- h 応急措置
- i その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、市、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

#### ② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



③ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

イ 通信手段の確保 【県、総括班（危機管理課）】

市、県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

また、事業者等は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動
- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

#### イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

#### ウ 消防局の対応

消防局は、核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

#### ※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。

#### エ 県の活動体制

##### ① 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

##### ② 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。

##### ③ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編—第1章—第12節—3 自衛隊災害派遣（191ページ）」による。

#### オ 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

#### カ 応援要請

市は、必要に応じて、県を通じ他の市町村に対して市への応援を要請する。



**(3) 消火活動 【消防局、原子力事業者等】**

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速な消火活動を行う。

消防局は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

**(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応 【県、総括班（危機管理課）】**

ア 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、下記（5）以下の措置を講ずる。

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認められたとき、市は災害対策本部を閉鎖する。

**(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

ア 緊急輸送活動 【県、全班（市全課）】

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

**(6) 退避・避難収容活動など 【総括班（危機管理課）】**

ア 退避・避難等の基本方針

原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、市は、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容(注)
外部全身線量	甲状腺等の 各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	市民は、避難

(mSv：ミリシーベルト。生体への被ばくの大きさの単位)

注：防護対策の内容は、以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

※ 核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

## イ 警戒区域の設定

### ① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

○ 核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

### ② 屋内退避・避難等の実施の通知及び応援要請

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

市は、応急措置を実施するため、必要があるときは、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。また、市の区域を越えて退避・避難を行う必要が生じた場合は、知事は、災対法第72条第1項の規定に基づく他市町村長への応援指示を行う。

### ③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

## ウ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な

指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

#### エ 避難所の運営管理

市は、避難所を開設に当たっては、情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

#### オ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

#### カ 市民への的確な情報伝達活動

##### ① 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

##### ② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対して、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

##### ③ 問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

#### (7) 核燃料物質等の除去等 【原子力事業者】

事業者は、市並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

#### (8) 各種規制措置と解除 【県、消防局、警察本部、原子力事業者】

##### ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、

緊急時モニタリングの結果及び県・国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。

これらの措置についての基準値は、次の表のとおりである。

なお、備蓄品である飲料水については、乳児等に優先的に供給する。

核種 <sup>※1</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※2</sup>
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象

#### イ 解除

環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、県、市、原子力事業者等及び消防局等は、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

### (9) 被害状況の調査等 【広報班（市政情報課）】

#### ア 被災住民の登録

市は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。

#### イ 被害調査

市は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、飲食物の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

### (10) 住民の健康調査等 【県、医療班（保健相談センター）】

市は、県と連携して、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「第2-2 迅速かつ円滑な災害対策への備え」、「第2-2-(3) 緊急被ばく医療体制の整備」において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

### 3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

#### (1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

##### ア 事故情報の収集・連絡

##### ① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

##### 【県、総括班（危機管理課）、消防局、取扱事業者】

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防局及び国の関係機関に通報する。

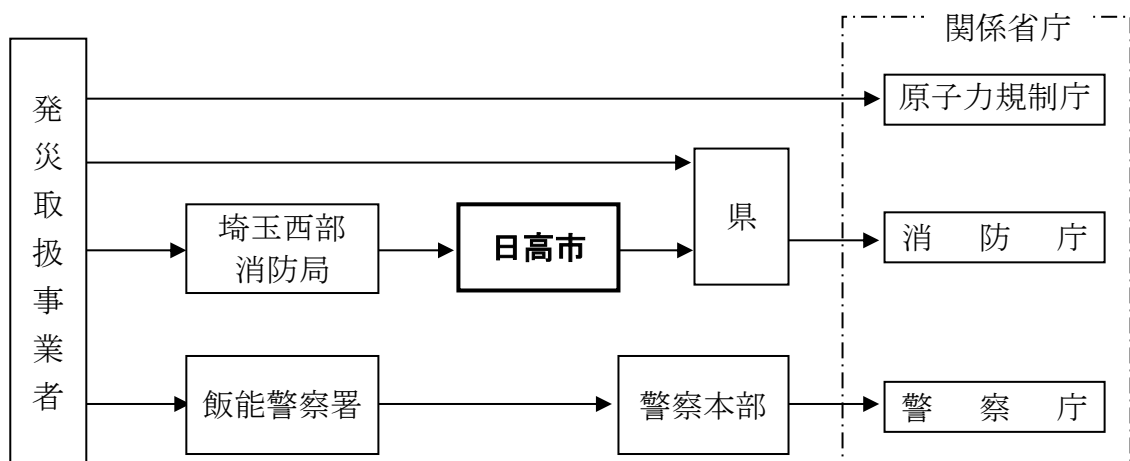
- a 事故発生時刻
- b 事故発生場所及び施設
- c 事故の状況
- d 気象状況（風向・風速）
- e 放射性物質の放出に関する情報
- f 予想される災害の範囲及び程度等
- g その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡する。

##### ② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

##### 【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



##### ③ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に

応急対策の活動状況等を随時連絡する。

イ 通信手段の確保 【総括班（危機管理課）、関係機関】

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立 【総括班（危機管理課）、取扱事業者】

市、県及び防災関係機関は、前記「2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」を準用し、活動体制の確立を図る。

#### 4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの

影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

**(2) 「2-(4)～(10)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用**

「2-(4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

## 第4節 鉄道事故・施設災害対策計画

【警察本部、危機管理課（総括班）、交通政策課（情報班）、消防局、  
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】

### 第1 目標

#### 1 目的

列車の衝突、脱線、転覆等の事故による災害を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策等について定める。

#### 2 現況

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

### 第2 鉄道事故災害予防

#### 1 鉄道施設等の安全対策

##### (1) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、交通規制等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生を防止する。

##### (2) 列車の安全運行の管理

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、ATS（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関わる施設・設備の整備・改良を計画的に推進するとともに、車両、軌道、信号保安設備等の保守・点検を実施し、列車運行の安全性の向上に努める。

#### 2 合同防災訓練の実施

各鉄道事業者、消防局、警察及び防災関係機関は、大規模な列車事故災害を想定した防災訓練の合同実施について検討する。

#### 3 防災関係機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故災害発生時の情報連絡体制及び相互の役割分担等について協議・検討し、平常時から連携強化に努める。



### 第3 鉄道事故対策計画

#### 1 事業者等の活動体制 【鉄道事業者】

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

#### 2 市の活動体制 【総括班（危機管理課）】

市は、鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

#### 3 連絡通報体制 【総括班（危機管理課）】

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編－第1章－第6節 情報収集・伝達体制の整備（117ページ）」を準用する。

#### 4 応急措置 【警察本部、総括班（危機管理課）、消防局、鉄道事業者】

鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 震災対策編－第1章」及び「第3編 風水害対策編－第1章」の各項に定める応急対策を準用するが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

##### (1) 情報収集

市は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県消防防災課に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編－第1章－第6節 情報収集・伝達体制の整備（117ページ）」を準用する。

##### (2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

##### ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防局と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

##### ウ 消防局の対応

消防局は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構

内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

### (3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第2編 震災対策編—第1章—第9節 避難対策（149ページ）」を準用し、避難の勧告又は指示を行う。

### (4) 救出救助・医療救護

「第2編 震災対策編—第1章—第7節 医療救護等対策（132ページ）」を準用する。

ア 市は、事故救急対策本部等、消防局を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 市は、協力者の動員を行う。

ウ 市は、事故の状況により、警察に対して被害者の救出、救助、危険箇所の監視、警ら等を要請する。

### (5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

### (6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編—第1章—第12節—<応急対策>—3 自衛隊災害派遣（191ページ）」、又他機関への応援要請は「同 1 応援要請（189ページ）」を準用する。

## 第5節 航空機事故対策計画

【警察本部、危機管理課（総括班）、消防局、自衛隊、各機関】

### 第1 目標

市内に、墜落、衝突その他事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに市の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

### 第2 活動体制

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

### 第3 応急措置

#### 1 情報収集

##### (1) 市

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第1章—第6節 情報収集・伝達体制の整備（117ページ）」を準用する。

##### (2) 警察

「第2編 震災対策編—第1章—第6節 情報収集・伝達体制の整備（117ページ）」を準用し、航空機事故対策上、特に以下の項を定める。

警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システムにより、県庁に送り、応急対策活動に活用する。

#### 2 避難誘導

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は「第2編 震災対策編—第1章—第9節 避難対策（149ページ）」を準用し、避難の勧告又は指示を行う。

### 3 救出救助・医療救護

「第2編 震災対策編－第1章－第7節 医療救護等対策（132ページ）」を準用する。

- (1) 市は、事故救急対策本部等を設置し、消防局を主体とした救出、救助活動に当たる。
- (2) 市は、協力者の動員を行う。
- (3) 市は、事故の状況により、警察に対して被害者の救出、救助、危険箇所の監視、警ら等を要請する。

### 4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

### 5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編－第1章－第12節－〈応急対策〉－3 自衛隊災害派遣（191ページ）」、又他機関への応援要請は「同 1 応援要請（189ページ）」を準用する。

## 第6節 文化財災害対策計画

【生涯学習課（地域防災活動拠点班）】

### 第1 基本方針

#### 1 趣旨

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

#### 2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

#### 3 現況

市内の指定文化財（建造物）で防火・防災設備を設置しているのは、国指定重要文化財「高麗家住宅」、県指定文化財「高麗神社本殿」、市指定文化財「聖天院山門」である。

### 第2 実施計画

#### 1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

#### 2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期する。

##### （1）火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

##### （2）防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成